



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町 3-3-211

TEL/FAX(0745)61-4284 Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp

2

2026

重要

## 令和8年度税制改正大綱を閣議決定 所得税の課税最低限の引き上げなどを盛り込む

令和7年12月26日、「令和8年度税制改正大綱」が閣議決定されました。令和8年度の税制改正では、次のような措置を講ずることとされています。

### 「令和8年度税制改正大綱」のポイント

□ 物価高への対応の観点から、次のような措置を講じ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。

- 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、これに基づき、所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。また、所得税及び個人住民税の給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。
- 所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を以下のとおりとする。
  - <令和8年分及び令和9年分>
    - ・合計所得金額が489万円以下である場合 42万円
    - ・合計所得金額が489万円を超える場合 5万円
  - <令和10年分以後の各年分> 37万円
- 給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する（所得税：令和8年分及び令和9年分、個人住民税：令和9年度分及び令和10年度分）。

→令和8・9年度の所得税の課税最低限（合計所得金額が489万円以下の場合）

{**基礎控除 104万円** (58万円+4万円+42万円)} + {**給与所得控除 74万円** (65万円+4万円+5万円)} = **178万円**

……年間収入178万円までは所得税がかからない！

- 「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。
- 税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。
- 自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行う。 など

★政府は、この大綱に基づいて、令和8年の通常国会に税制改正関連法案を提出する予定です。今後の動向に注目です。

重要・  
要チェック

## 令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率(支援金率を含む)案が示される

令和7年12月から令和8年1月にかけて、令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率などの案が示されました。正式に決定されたわけではありませんが、この時期に公表された案のとおり決定されるのが通例となっていますので、簡単に紹介しておきます。

### 令和8年度の雇用保険・健康保険の保険料率(支援金率を含む)の案

#### □ 令和8年度の雇用保険料率(一般の事業)について

- 雇用保険料率(全体) : 令和7年度 1.45% → 引き下げ → 令和8年度 1.35%
  - [内訳] ①失業等給付費等充当徴収保険率: 令和7年度 0.7% → 引き下げ → 令和8年度 0.6%
  - ②育児休業給付費充当徴収保険率: 令和7年度 0.4% → 据え置き → 令和8年度 0.4%
  - ③二事業費充当徴収保険率 : 令和7年度 0.35% → 据え置き → 令和8年度 0.35%
- 〈補足〉①及び②は労使折半で負担、③は事業主のみが負担。

#### □ 令和8年度の健康保険の保険料率について

- 医療分(原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から)  
平均保険料率: 令和7年度 10.0% → 引き下げ → 令和8年度 9.9%
- 介護分(原則として、令和8年3月分〔4月納付分〕から)  
介護保険料率: 令和7年度 1.59% → 引き上げ → 令和8年度 1.62%



次ページへ続く

○子ども・子育て分（原則として、令和8年4月分〔5月納付分〕から）

令和8年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による令和8年度の子ども・子育て支援金率：国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて「**0.23%**」  
〈補足〉いずれも労使折半で負担。

**プラスα 令和8年度の子ども・子育て支援金額の試算**（被用者保険の被保険者について）

年収に応じて、被保険者1人当たり次の額

- 年収 200 万円 → 月額：約 192 円
- 年収 400 万円 → 月額：約 384 円
- 年収 600 万円 → 月額：約 575 円
- 年収 800 万円 → 月額：約 767 円
- 年収 1,000 万円 → 月額：約 959 円

※算出方法

- ・年収（標準報酬総額＝毎月の給料とボーナスの合計額）に、国が示す一律の支援金率（0.23%）を掛けて年額を算出。
- ・年額を、12 で割って月額にしたものに、1/2 を掛けて算出。

★子ども・子育て支援金の試算額は、こども家庭庁から公表されたものです。公表されている試算額は、被保険者負担分ですので、これと同額の負担が企業に発生することになります。正式に決定しましたら、改めてお伝えします。

**チェック**

**70歳までの高年齢者就業確保措置 34.8%の企業が実施(厚労省の調査)**

厚生労働省から、「令和7年 高年齢者雇用状況等報告」の集計結果が公表されました。高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用の確保を目的として、高年齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70歳までの就業機会の確保を目的として、高年齢者就業確保措置を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の調査で、34.8%の企業が「高年齢者就業確保措置」を実施済みであったことが明らかになりました。

.....70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況/令和7年高年齢者雇用状況等報告より.....

**【前提】高年齢者就業確保措置（就業確保措置）とは**

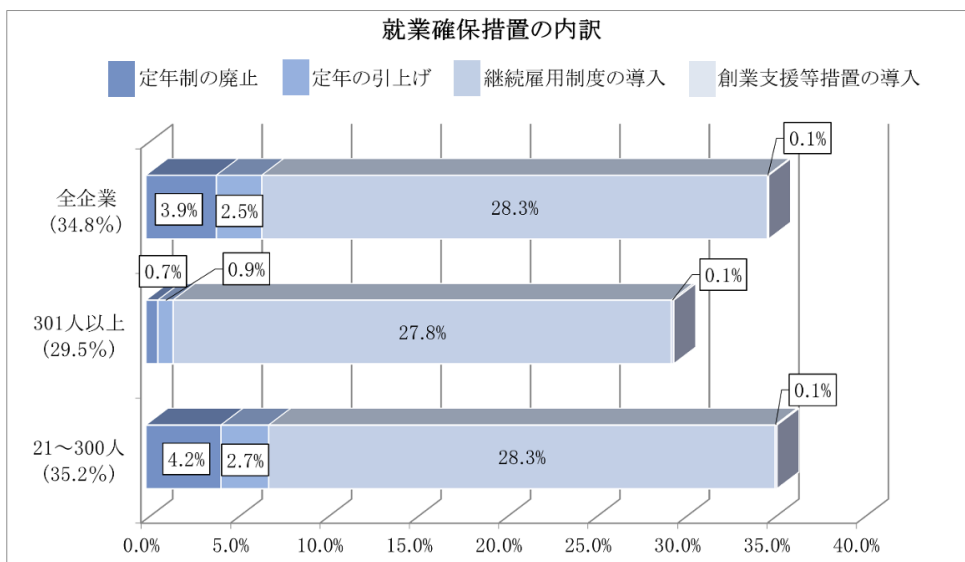
<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主

高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることが企業に義務付けられています。

★令和3年4月から努力義務として施行された「高年齢者就業確保措置」について、実施済みの企業が着実に増加しています(令和6年31.9%→令和7年34.8%)。各企業において、人手不足に対応するため、高年齢者の雇用は避けて通れない課題だといえます。

就業確保措置の内訳



2/10 ●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16 ●2025年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3/16まで）

- 3/2 ●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2025年12月決算法人の確定申告と納税・2026年6月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- じん肺健康管理実施状況報告の提出
- 固定資産税（都市計画税）第4期分の納付（市区町村の指定日まで）



**お仕事  
カレンダー  
2月**